

懲罰規程の改訂について

No.	現行	改訂（案）	備考/理由
1	<p>第 10 条 【権限の委任】</p> <p>本連盟は、支部及び加盟全国団体に対し、当該支部及び当該加盟団体に所属する競技関係者による違反行為について、対象事実の調査、事実認定の上、懲罰を決定する権限を委任する。</p> <p>2 支部及び加盟全国団体は、本規程に従い、懲罰を行うものとする。</p> <p>3 前 2 項に関わらず、重大な違反行為、支部及び加盟全国団体等により、懲罰手続きを行うことが適当でないと認められるときは、支部及び加盟全国団体に所属する競技関係者の違反行為についても本連盟が、対象事実の調査、事実認定の上、懲罰を決定することができるものとする。</p>	<p>第 10 条 【権限の委任】</p> <p>本連盟は、支部及び加盟全国団体に対し、当該支部及び当該加盟団体に所属する競技関係者による違反行為について、<u>本連盟が必要と判断したときは、対象事実の調査、事実認定の上、懲罰を決定する権限を委任することができる。</u></p> <p>2 <u>前項により、本連盟から権限の委任を受けた支部及び加盟団体は、対象事実の調査結果及び調査結果に基づく判断結果を本連盟に報告しなければならない。</u></p> <p>3 <u>権限を委任した場合であっても、本連盟が必要と判断した場合には、本連盟が再調査することができるものとする。</u></p> <p>4 <u>支部及び加盟全国団体は、本規程に従い、懲罰を行うことができる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委任が原則から事案により判断して委任する形式に変更 ・報告義務の徹底 ・処分を受けたものの不服があった場合や支部・加盟団体の調査・認定が不十分であることが伺われる場合は本連盟の再調査がありうることを規定 ・支部懲罰規程を優先する場合を想定 ・委任が原則の現行規定から「できる」に変えたため、現行 3 項を削除

*その他、規程内の「倫理委員会」の表記を「倫理・コンプライアンス委員会」に修正